

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による
修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和5年8月31日
文部科学省

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和6年3月31日とする。

(私立短期大学)

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
東北生活文化大学短期大学部	宮城県仙台市泉区虹の丘一丁目18番地の2	学校法人三島学園	宮城県仙台市泉区虹の丘一丁目18番地の2	法第15条第1項第一号
京都西山短期大学	京都府長岡京市粟生西条26	学校法人京都西山学園	京都府長岡京市粟生西条26	法第15条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による
修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて
（地方公共団体分）

令和5年8月31日

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を機関要件確認者（各地方公共団体）が取り消したものである。
この取消しの効力発生日は、令和6年3月31日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
専門学校読売自動車大学校	東京都江東区亀戸2-28-5	学校法人読売理工学院	東京都文京区小石川1-1-1	法第15条第1項第一号
新潟県厚生農業協同組合連合会佐渡看護専門学校	佐渡市千種121	新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟市中央区東中通1番町86番地109	法第15条第1項第一号
穂の香看護専門学校	愛知県新城市川路字萩平1-125	学校法人穂の香学園	愛知県新城市川路字萩平1-125	法第15条第1項第一号
神戸YMCA学院専門学校	神戸市中央区加納町2-7-11	公益財団法人神戸YMCA	神戸市中央区加納町2-7-11	法第15条第1項第一号
久木田学園看護専門学校	鹿児島県鹿児島市高麗町37-5	学校法人久木田学園	鹿児島県鹿児島市高麗町37-7	法第15条第1項第一号
ソーシャルワーク専門学校	沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原212番地1	学校法人大庭学園	沖縄県那覇市久米1丁目5番17号	法第15条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）